

●香川県告示第59号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成28年2月26日から同年3月11日まで東瀬戸漁業協同組合において縦覧に供する。

平成28年2月26日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

- 1 発起人の住所及び氏名
高松市男木町1950番地2 河原 巽
高松市男木町224番地 藪中 勝
高松市男木町221番地 大江 利和
- 2 加入区の名称
男木島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
東瀬戸漁業協同組合